明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令（経済産業八〇）　一

〔公　告〕
諸事項

官庁
外国監査法人等、適格機関投資家、基本測量関係事項関係　四

裁判所
破産、免責、再生関係　六七

特殊法人等
令和元事業年度財務諸表（独立行政法人日本学術振興会・独立行政法人福祉医療機構・国立研究開発法人日本医療研究開発機構・独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構・全国健康保険協会）、料金の額及び徴収期間の変更（中日本高速道路株式会社・西日本高速道路株式会社）、国民年金基金連合会個人型年金規約の一部を変更する規約、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記関係　一〇六

地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、特定空家等関係　一五六

会社その他
会社決算公告　一五七

会社決算公告　一六二

省令

○経済産業省令第八十号

不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十六条第一項及び第三項並びに第十七条の規定に基づき、不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月三十日

経済産業大臣　梶山　弘志

不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令

不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令（平成六年通商産業省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二中イスラエルの項に次のように加える。

十六　記章	 黒